

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(八〇八・健康対策課)	1
結核予防法による医療機関の指定(八〇九・大曲保健所)	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(八一〇・大曲保健所)	1
結核予防法による医療機関の指定(八一・湯沢保健所)	2
保安林の指定解除予定通知(八二・森林整備課)	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(八三・商工業振興課)	2
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(八四・商工業振興課)	3
争議行為の予告(八五・労働政策課)	4
土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分及び新たな換地処分(八六・都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了(八一・由利地域振興局建設部)	4
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(科学技術課)	5
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	5
土地改良区の役員の変更の届出(山本地域振興局農林部)	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(建設管理課)	5
海区漁業調整委員会指示	
漁業法による採捕の制限(二)	6

## 告 示

秋田県告示第八百八号  
 各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
石山 剛	いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地六七番地一号

秋田県告示第八百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
池田医院	大曲市中通町四番二十号	平成十六年十月一日

秋田県告示第八百十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
----	-----	-------

池田医院	大曲市中通町四番二十号	平成十六年九月三十日
------	-------------	------------

秋田県告示第八百一十一号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十月十五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社静寿堂 薬局	雄勝郡羽後町西馬音内字本町百六番地の一	平成十六年九月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百一十二号  
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 解除予定保安林の所在場所  
 由利郡西目町出戸字浜山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - (二) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
  - (三) 解除の理由 道路用地とするため
  - (四) 解除予定保安林の所在場所  
 由利郡西目町出戸字浜山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - (五) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (六) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利郡西目町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百一十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大

規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることが出来る。  
 平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
 秋田新都心ビル株式会社 代表取締役 関 口 昇 司  
 秋田市中通七丁目一番三号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 秋田拠点センターアルヴェ  
 秋田市中通七丁目十三番外
- (三) 変更した事項  
 (1) 大規模小売店舗の名称  
 ア 変更前 (仮称)拠点センター  
 イ 変更後 秋田拠点センターアルヴェ  
 (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
 ア 変更前 秋田市榎山本町七番四十五号  
 イ 変更後 秋田市中通七丁目一番三号  
 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 ア 変更前  
 株式会社サクスアソシエイツ 代表取締役 岡 部 和 輝  
 東京都港区芝二丁目二十八番八号  
 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦  
 秋田市保戸野通町三番三十一号  
 株式会社花徳 代表取締役 有 田 正 司  
 秋田市八橋新川向一番三十三号  
 株式会社繁田園 代表取締役 繁 田 義 一  
 秋田市大町三丁目三番一号  
 株式会社みどり光学社 代表取締役 佐 々 木 秀 世  
 秋田市旭北錦町二番三十六号  
 有限会社MTCコーポレーション 代表取締役 竹 村 元 伸  
 秋田市下北手寒川字寒川五番一号

合資会社加藤本店 代表 加藤 廣 夫  
秋田市中通四丁目七番三十五号  
変更後

株式会社サンクスアンドアソシエイツ 代表取締役 夫馬 泰彦  
東京都港区芝二丁目二十八番八号

有限会社エヌ・ティ・アル 代表取締役 武石 信夫  
秋田市広面字板橋添六十二番二号

株式会社広小路薬局 代表取締役 布袋屋 博 啓  
秋田市千秋久保田三番十八号

有限会社エステイプロモーション 代表取締役 坪井 忠勝  
秋田市榎山太田町三番五十七号

株式会社繁田園 代表取締役 繁 田 義 一  
秋田市大町三丁目三番一号

株式会社M&Rビクチャーズ 代表取締役 西田 和昭  
東京都港区南青山六丁目七番五号

株式会社デリカテッセン 代表取締役 八杉 明博  
東京都千代田区九段北一丁目二番十一号

有限会社インテリア桜庭 代表取締役 桜庭 竹信  
秋田市仁井田本町二丁目十七番二十四号

有限会社ユーロ物産 代表取締役 嵯峨 友子  
秋田市千秋公園一番三十三号

変更の年月日

大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の住所  
平成十六年七月十六日

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
平成十六年九月三十日

変更する理由

店舗名称や小売業者の正式決定等のため

届出年月日

平成十六年十月四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

縦覧期間

縦覧期間

縦覧期間

平成十六年十月十五日から平成十七年二月十五日まで  
意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五

五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰 弘

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂大曲飯田店

大曲市飯田字屋敷通七十五番地一外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

ア 変更前 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時三十分

イ 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前九時十五分から午後九時まで

イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十六年十月九日

(五) 変更する理由

二 来客の利便性の向上を図るため  
届出年月日

平成十六年十月八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年十月十五日から平成十七年二月十五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百十五号

平成十六年十月六日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり  
争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第  
四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。  
平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

(一) 賃金の改善に関する事。

(二) 諸手当の改善に関する事。

(三) 要員確保に関する事。

(四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十六年十月二十日以降事件解決の時まで連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地

北秋田郡鷹巣町花園町十番五号

能代市落合字上前田地内

山本郡山本町森岳字田尻百七番地

鹿角組合総合病院

北秋中央病院

山本組合総合病院

山本組合総合病院

森岳診療所

南秋田郡八郎瀧町川崎貝保三十七番地

秋田市飯島字西袋一丁目一番一号

本荘市川口字家後三十八番地

大曲市通町一番三十号

横手市駅前町一番三十号

湯沢市表町三丁目三番十五号

秋田市八橋南二丁目十番十六号

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リ  
ハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員  
によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第八百十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第三項の規定により、能  
代都市計画事業長崎地区土地区画整理事業施行者能代市長豊澤有兄から土地区画整理  
事業施行地区内の土地について換地処分の一部を取り消し、新たに平成十六年九月十  
四日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年  
三月十日付け指令由建 三千三百七十二号で許可した開発行為(第二工区)に関する  
工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

二 開発区域(第二工区)に含まれる地域の名称

本荘市石脇字尾花沢六十二番三、六十二番四、六十二番四十九、六十二番五十、  
六十二番五、字田頭百七十六番一、百七十七番、百七十八番、二百六番二十六、百  
八十一番一、百八十一番三、百八十二番一、百八十二番二、百八十二番五、二百二  
番一、二百三番、二百四番、二百六番二十三、二百六番二十五、二百六番二十七、  
二百六番五十四、字田中三番、四番一、四番二、六番一、四十一番、四十二番以上

二十七筆

## 公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量  
建築CADシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県立大学事務局本荘事務室 本荘市土谷字海老ノ口八十四番地四
- 三 落札者を決定した日  
平成十六年八月三十日
- 四 落札者の名称及び住所  
三井リース事業株式会社 仙台支店 仙台市青葉区一番町一三一
- 五 落札金額  
四千七百九十九万五千七百十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
平成十六年七月二十日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年十月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター
- 三 代表者の氏名  
高 橋 茂

- 四 主たる事務所の所在地  
横手市朝日が丘四丁目九番二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、市民自らの手による新しい社会のしくみ作りをめざし、市民活動のさらなる推進を図り、男女共同参画社会の推進と共に、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八竜町浜口土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
八竜町大口字大口三十四番地 金子 徳 治

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 借入物品名及び数量  
電子計算組織 一式
  - (二) 借入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 借入期間  
平成十六年十二月一日から平成二十一年十一月三十日まで
  - (四) 借入物品の設置場所  
別途指定する場所
  - (五) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十六年七月二十三日（金）
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県建設交通部建設管理課建設情報推進班(電話〇一八 八六〇 二四二〇) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日(を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月十五日(金)から同月二十九日(金)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年十一月九日(火)午前十時三十分  
秋田県庁第二庁舎五階 五十二会議室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (三) 入札の無効  
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
  - (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (五) 契約書作成の要否 要
  - (六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
  - (七) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary			
1 Nature and quantity of items to be rented: Personal Computer 1 set			
2 Time-limit of tender: 10:30 A.M. 9 November, 2004			
3 Contact point for the notice: Public Works Engineering Division, Department of Public Works and Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2420			
<b>海区漁業調整委員会指示</b>			
秋田海区漁業調整委員会指示第二号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。 平成十六年十月十五日 秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和 夫			
(採捕の制限) 次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。ただし、第二種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣(から釣を除く)、やす、は具若しくは歩行徒手により採捕する場合は、この限りでない。			
一 禁止区域 水深三十メートル以浅の沿岸海域			
二 禁止期間 平成十六年十一月一日から平成十七年一月三十一日まで			
<b>正 誤</b>			
ページ	段	行	誤
			正
平成十六年九月十七日(千六百七号)掲載の秋田県告示第七百三十七号(保安林の指定)(原稿誤り)			
三ページから四ページ表中			

六二の七 六二の六 六二の五 六二の一 五三 五二の一 一の七	一五八 一五七 六九の一六 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五三 五一 五〇 四九 四八 四四 四四 四二	地番
一七二、〇〇二 一四八、三三八 四八三、六一七 四二四、二二二 四三、五六九 九、一〇七 二、七九三	一九八 九九 八五六 一六五 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九	台帳見込み (平方メートル) (ヘクタール)
〇・二八三〇 〇・八四一七 二・六二〇五 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三	〇・二〇四七 〇・一三〇四 〇・〇六三六 〇・一五一一 〇・〇七五八 〇・一三七三 〇・〇四九六 〇・〇七三六 〇・〇九一二 〇・〇七三六 〇・七一一六 〇・一四〇〇 〇・六三三八 〇・三四一六 〇・一三二八 〇・二六五一 〇・九二四六 〇・九二四六	保安林指定 見込面積 (ヘクタール)

(誤)

は

六二の七 六二の六 六二の五 六二の一 五三 五二の一 一の七	一五七 六九の一六 六一 五九 五八 五七 五六 五三 五一 五〇 四九 四八 四四 四四 四二	地番
一七二、〇〇二 一四八、三三八 四八三、六一七 四二四、二二二 四三、五六九 九、一〇七 二、七九三	一、三〇四 二、二七一 一、三七三 四九六 七三六 二、九五九 七、一三六 一、四〇〇 六、三三八 三、四一六 一、一二八 二、六五一 九、二四六	台帳見込み (平方メートル) (ヘクタール)
〇・二八三〇 〇・八四一七 二・六二〇五 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三 四二・二二三三	〇・一三〇四 〇・〇六三六 〇・二二七一 〇・一三七三 〇・〇四九六 〇・〇七三六 〇・二九五九 〇・七一一六 〇・一四〇〇 〇・六三三八 〇・三四一六 〇・一三二八 〇・二六五一 〇・九二四六 〇・九二四六	保安林指定 見込面積 (ヘクタール)

(正)

の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄